

## 旭川市緑地の回復に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の恵まれた自然を保全するとともに、緑地の回復及び造成に努めることにより、豊かな自然とふれあい、潤いと安らぎのある環境づくりを進めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 高木とは、成木に達したときの樹高が5 m以上の樹木をいう。
- (2) 低木とは、高木以外の樹木をいう。
- (3) 緑化とは、樹木、ツタ、花壇、緑化ブロック、芝生その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で、地表面を被うことをいう。
- (4) 開発行為とは、宅地造成、土砂採取等土地形質の変更を伴った行為をいう。
- (5) 事業所とは、工場、事務所、店舗、倉庫等をいう（居住の用に供するものを除く）。

### (市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、あらゆる施策を講じ、緑地の回復に努めるものとする。

### (市民の責務)

第4条 市民は、緑を愛護するとともに、市の緑地の回復に関する施策について自ら努めるとともに、市の緑地の回復に関する施策に積極的に協力するものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うにあたり、緑地の回復について自ら努めるとともに、市の緑地の回復に関する施策に積極的に協力するものとする。

### (公共施設の緑地の回復)

第6条 市は、公園、緑地（緩衝緑地等）、道路、学校、官公庁施設、社会福祉施設、病院、衛生施設等の公共施設で、市が設置し、又は管理する公共施設について、北海道自然環境等保全条例（以下「道条例」という。）第41条に基づく北海道緑化指針により、当該施設の緑地の回復を図るものとする。

2 市は、国、道又は公団等に対し、その者が設置し、又は管理する公共施設について、前項の基準に準じてその緑地の回復を図るよう求めることができる。

### (民間施設の緑地の回復)

第7条 事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、この要綱に定める基準に適合する緑地の回復に関する計画を定め、関係法令による確認及び許可申請をしようとする日の30日前までに市長と協議するものとする。

- (1) 3,000 m<sup>2</sup>以上の敷地面積を持つ私立学校施設（教習所届出校を含む。）、社会福祉施設、病院施設、衛生施設等民間施設の新設及び変更。

- (2) 3,000 m<sup>2</sup>以上の一団の敷地面積を持つ事業所の新設及び変更。
- (3) 建築物の建築を予定している1ヘクタール以上の一団の宅地の造成及び土地形質の変更であって、都市計画法第29条又は道条例第30条に該当するもの。
- (4) 建築物を伴わない一団の敷地面積が1ヘクタール以上の資材置場、駐車場、レジャー施設及び運動施設等の造成であって、都市計画法第29条又は道条例第30条に該当するもの。
- (5) 1ヘクタール以上の区域を持つ土砂、砂利及び岩石の採取。

(福祉、衛生施設等民間施設の緑地の回復基準)

第8条 前条(1)に該当するものにあつては、次のそれぞれの割合で緑化すること。

- (1) 私立学校施設 緑被率 敷地面積の20%以上
- (2) 社会福祉施設 緑被率 敷地面積の30%以上
- (3) 病院施設 緑被率 敷地面積の15%以上
- (4) 衛生施設 緑被率 敷地面積の20%以上

(事業所の緑地の回復基準)

第9条 第7条(2)に該当するものにあつては、次のそれぞれの割合により緑化すること。

- (1) 敷地面積3,000 m<sup>2</sup>以上9,000 m<sup>2</sup>未満の敷地を持つ事業所は、緑被率が敷地面積の10%以上
  - (2) 敷地面積9,000 m<sup>2</sup>以上の事業所は、緑被率が敷地面積の20%以上
  - (3) 前項(1)(2)の基準を満たすことが困難な場合は、残地(敷地から建築物及び店舗等の利用客用駐車場等の附帯施設を除いた部分)の1/2以上。ただし、駐車場は舗装又は緑化ブロック敷及び区画されているものに限る。
- 2 敷地面積1ヘクタール以上の事業所のうち土地形質の変更を伴うものについては、次条の樹木及び表土の保全等の措置を講ずること。

(宅地の造成等の緑地の回復基準)

第10条 第7条(3)に該当するものにあつては、次の当該地及び周辺の土地形質、植生及び予定建築物を勘案して、樹木・表土の保全、緑化の措置を講ずること。

- (1) 表土の保存等
  - ア 1m以上の切土又は盛土を行う部分については、表土の復元、客土、土壌改良等の保全の措置を講ずること。
  - イ 地盤が、火山灰質の土壌、岩石地、湿性地等の樹木の生育が困難な土地については、表土の保全又は客土により露地地盤を覆うこと。
- (2) 樹木の保存等
  - ア 10m以上の高木の存する土地又は5m以上の高木集団が300 m<sup>2</sup>以上の規模の土地の場合、公園又は緑地として樹木を保存すること。ただし、予定工作物の位置等により困難な場合は、樹木集団相当の植林をすること。
  - イ 崩壊又は地すべりのおそれのある(過去に発生した)箇所は、樹木を保存すること。
  - ウ 傾斜度が25度以上の箇所、その斜面がおおむね25m以上連続する箇所は、樹木を保存すること。ただし、土質試験等に基づく安定計算により、がけの安全性が確認され、がけの利用が不可欠の場合は除く。

- エ 植生の回復が困難である箇所は、樹林を保存すること。
- オ 水源地の周辺には、適切に樹林を保存すること。
- カ 別荘地（都市計画区域外において宅地として分譲予定の場合）にあつては、個々に区画された分譲地が分譲される前において、開発区域の面積の20%以上の面積の樹林を保存すること。
- キ 天然記念物が存する又は生息する場合には、その存在又は生息に影響のないよう状況を勘案し、必要な範囲で樹林を保存すること。
- ク 無立木地の場合、予定建築物を勘案し必要な植栽等を講ずること。

（レジャー施設等の緑地の回復基準）

第11条 第7条（4）に該当するものにあつては、第10条の規定による樹木の保存、表土の保全の措置のほか、次のそれぞれの開発目的により緑化の措置を講ずること。

（1）ゴルフ場

- ア 開発区域内の樹木は、その伐採を最小限にとどめるとともに、原則として開発区域の面積の40%以上の面積（災害の防止上又は環境の保全上特に必要がある場合は、それに相応する面積）を樹林帯としてコース間に平均的に保存すること。
- イ 開発区域内の無立木地であつてコース用地及び付属施設用地以外のもの又は保存された樹林地帯の林縁等については、植林の措置を講ずること。
- ウ 開発区域の内周辺には、おおむね30m以上の樹林帯を保存すること。

（2）スキー場

- ア 開発区域内の樹林は、その伐採を最小限にとどめるとともに、原則として開発区域の面積の40%以上の面積（災害の防止又は環境の保全上特に必要がある場合は、それに相応する面積）の樹林を保存すること。
- イ 土砂の崩壊、浸食、雪崩等の災害の生ずるおそれのあるところは、樹林を現状のまま保存すること。
- ウ 皆伐する箇所にあつては、笹、低木、下草等の地被を存置し、できる限り表土の改変を行わないこと。
- エ 整地を行った箇所は、地形、土壌、自然植生等の条件を考慮の上、植栽等の緑化措置を講ずること。
- オ 開発区域の内周辺には、おおむね20m以上の樹林帯を保存すること。

（3）遊園地

開発区域内の樹木は、その伐採を最小限にとどめるとともに、原則として開発区域面積の30%以上の面積（災害の防止又は環境の保全上特に必要のある場合は、それに相応する面積）を樹林地として保存すること。

（4）運動施設等の屋外施設

敷地面積の20%以上を緑化すること。

（5）資材置場及び駐車場

境界沿を主に敷地面積の10%以上を緑化すること。

（砂利の採取場等の緑地の回復基準）

第12条 第7条（5）に該当するものにあつては、次に掲げる事項を遵守すること。

- （1）第10条の樹木・表土の保存等の措置をとること。
- （2）採取場が農地である場合（農用地区域内の土地又は現況農地）は、表土を完全に回

復するほか、地盤の沈下、地下水の汚染となる材料で埋め戻さないこと。

(3) 法面(安定した岩質の場合を除く。)及び平面とも緑化を行うこと。ただし、農地に回復する場合を除く。

(緑地面積の測定方法)

第13条 緑地面積の算出法は、原則的に次のとおりとする。

(1) 樹木が生育する土地(10㎡当たり高木が1本以上又は20㎡当たり高木が1本以上及び低木が20本以上あること。)で区画されているものについては当該面積

(2) 芝等で地表面が被われている土地については当該面積

(3) 単独の高木については、1本当たり10㎡で換算する。

(4) 単独の樹木で申請時の樹冠の水平投影面積が10㎡を超えるものについては、当該樹冠の水平投影面積

(5) 一列並木状の樹木については、当該並木の両端の樹木間の距離に1mを乗じた面積

(6) 芝生等と樹木が混在する場合は、主な方法による面積(重複しない)

(7) 花壇、緑化ブロックは、その区画された面積

(協議の合意)

第14条 市長は、協議により作成した緑化計画書に、協議済の印を押印し、市及び協議者が各1通保有するものとする。

(緑化完了報告書の提出)

第15条 第7条の規定による協議者は、緑化工事を終了した日から30日以内に緑化完了報告書を市に提出するものとする。

(協定の締結)

第16条 第7条の規定による行為のうち、1ヘクタール以上の規模の開発行為を行う事業者は、市長と「環境保全に関する協定」等を締結するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。